

別表4

係争事件一覧表

番号	年月日	事件番号・事件名等
①	H 3. 12. 18	大阪地裁平成3年(ヨ)第4100号不正競争事件仮処分申立て(被告→原告フジモトD)
②	H 4. 8. 20	大阪地裁平成4年(ワ)第7157号確認試験方法特許侵害予防請求事件提訴(被告→原告フジモトD)
③		大阪地裁平成4年(ヨ)第2897号確認試験方法特許侵害予防仮処分申立て(被告→原告フジモトD)
④ -1	H 5. 7. 30	大阪地裁平成3年(ヨ)第4100号不正競争事件仮処分申立て却下
-2		→8. 9 抗告
-3		→H6. 6. 10 棄却
⑤	H 6. 7. 5	名古屋地裁平成6年(ヨ)第689号物質特許仮処分申立て(被告→昭和薬品)
⑥		札幌地裁平成6年(ヨ)第344号物質特許仮処分申立て(被告→パレオ)
⑦	9. 13	広島地裁平成6年(ヨ)第398号物質特許仮処分申立て(被告→成和産業)
⑧	H 7. 6. 29	大阪地裁平成7年(ヨ)第1797号物質特許事件仮処分申立て(被告→原告ら)
⑨ -1		大阪地裁平成4年(ワ)第7157号確認試験方法特許侵害予防事件棄却
-2		→7. 10 控訴(平成7年(ネ)第1743号)
⑩ -1		大阪地裁平成4年(ヨ)第2897号確認試験方法特許侵害予防仮処分申立て却下
-2		→7. 10 抗告(平成7年(ラ)第438号)
⑪ -1	10. 31	名古屋地裁平成6年(ヨ)第689号物質特許仮処分決定
-2		→11. 10 11. 13 差押え執行
⑫	12. 2	名古屋地裁平成7年(ワ)第5089号物質特許事件提訴(被告→昭和薬品)
⑬ -1	H 8. 3. 29	札幌地裁平成6年(ヨ)第344号物質特許仮処分申立て却下
-2		→4. 15 抗告
⑭	7. 5	物質特許無効審判請求
⑮ -1	9. 18	広島地裁平成6年(ヨ)第398号物質特許仮処分申立て却下
-2		→9. 24 抗告
⑯ -1	12. 16	大阪地裁平成7年(ヨ)第1797号物質特許事件仮処分申立て却下
-2		→12. 27 抗告
⑰	H 9. 1. 24	名古屋地裁平成9年(ワ)第232号物質特許事件提訴(被告→原告ら)
⑱	2. 14	物質特許関連仮処分申立て取下げ
⑲	5. 3	名古屋地裁平成7年(ワ)第5089号、平成9年(ワ)第232号を大阪地裁へ移送(大阪地裁平成9年(ワ)第6615号、同第6616号)
⑳	8. 28	東京高裁平成9年(ネ)第215号物質特許審決取消訴訟提訴(原告フジモトD→被告)
㉑ -1	11. 18	大阪高裁平成7年(ネ)第1743号、同年(ラ)第438号確認試験方法特許侵害予防事件一部認容判決・決定
-2		→11. 20 上告(平成10年(才)第604号)
-3		(→11. 28 彦根工場差押え執行 12. 2 羽曳野工場差押え執行)
㉒ -1	H10. 4. 24	被告 原告フジモトD及びその取締役に対し特許侵害告訴
-2		→H14. 11. 22 不起訴
㉓ -1	H11. 1. 12	大阪地裁平成11年(ヨ)第20001号確認試験方法特許侵害禁止仮処分命令申立て(被告→原告フジモトD)
-2		→7. 23 取下げ
㉔ -1	4. 2	大阪地裁平成11年(モ)第59003号事情変更に基づく保全命令取消申立て(原告フジモトD)
-2		→6. 7 同取消決定
-3		→6. 18 抗告(平成11年(ラ)第572号) (被告)

(25)	7. 15	東京高裁平成9年(仮)第215号物質特許審決取消判決
(26)	7. 16	最高裁平成10年(才)第604号確認試験方法特許侵害予防事件原判決破棄、自判
(27)	10. 18	大阪地裁平成11年(ワ)第10931号確認試験方法特許損害賠償等事件（被告→原告ら）
(28)	H12. 3. 7	大阪地裁平成4年(ヨ)第2897号確認試験方法特許侵害予防事件仮処分申立て取下げ
(29) -1	H13. 2. 6	原告フジモトD及びその取締役 被告に対し虚偽告訴に対する告訴
-2		→H14. 11. 27 取下げ
(30) -1	H14. 9. 19	大阪地裁平成11年(ワ)第10931号損害賠償等事件判決
-2		→10. 2 控訴(平成14年(ネ)第3263号) H15. 1. 20 附帯控訴(平成15年(ネ)第179号)
(31)	H15. 8. 27	物質特許無効審判請求無効審決
(32)	10. 7	東京高裁平成15年(仮)第442号物質特許審決取消請求事件提訴(被告→原告フジモトD)
(33) -1	11. 18	大阪高裁平成14年(ネ)第3263号, 平成15年(ネ)第179号確認試験方法特許損害賠償等事件棄却
-2		→12. 1 上告
-3		→H16. 4. 23 上告棄却
(34)	H16. 12. 20	東京高裁平成15年(仮)第442号物質特許審決取消請求事件請求棄却
(35)	H17. 1. 28	大阪地裁平成9年(ワ)第6615号, 同第6616号物質特許事件取下げ

別表5

方法対比表

被告確認試験方法	原告当初方法	原告変更方法	被告主張方法
【第一次反応】 試料溶液0.2mlと0.5M塩化ナトリウム溶液0.2mlをガラス製以外の試験管にとり、氷水中で冷却した後、これにあらかじめ氷水中で冷却した乾燥人血漿希釈液0.1mlを正確に加えて振り混ぜ、直ちに、あらかじめ氷水中で冷却したカオリン懸濁液0.5mlを正確に加えて振り混ぜ、氷水中で正確に20分間放置する。	【第一次反応】 試料溶液0.2mlに生理食塩液で希釈したヒト正常血漿0.05mlを加え5分間静置する。この液にカオリン懸濁液0.25mlを加えて混和し、氷水中に20分間静置する。	【第一次反応】 本品を減圧乾固させてエタノールで抽出し、乾固させ、塩化ナトリウム溶液を加えて溶かし試料溶液とする。 この試料溶液に生理食塩液で希釈したヒト正常血漿溶液を加えた後、緩衝液で調製したカオリン懸濁液を加えて混和し、氷水中に20分間静置する。	【第一次反応】 ワクシニアウイルス接種家兎炎症皮膚組織抽出液又はワクシニアウイルス接種家兎炎症皮膚組織抽出液を有効成分とする製剤を被検物質として、これに塩化ナトリウム等の電解質及びヒト血漿を加え、次いでこれにカオリン懸濁液等の血液凝固第XII因子活性化剤を加えて反応させた後、
【第一次反応の停止】 この液0.4mlを、あらかじめリマ豆トリプシンインヒビター(LBTI)溶液0.2mlを正確に量り氷水で冷却した試験管に正確に加えて振り混ぜ、氷水中に保存する。	【第一次反応の停止】 この液0.2mlLBTI溶液0.1mlを加え反応を停止させ、これを第I反応停止液とする。	直ちに、	【第一次反応の停止】 リマ豆トリプシンインヒビター(LBTI)等の活性型血液凝固第XII因子に対する特異的阻害剤をカリクレイン生成と反応時間の間に実質的に直線的な関係が成立する時間内に加えてカリクレインの生成を停止させ、
【第二次反応】 この液0.1mlを、あらかじめ発色性合成基質溶液0.3mlを正確に量り、30±0.5°の水浴中に加温した遠沈管に正確に加えて振り混ぜ、30±0.5°の水浴中に正確に20分間放置した後、クエン酸溶液(1→100)0.8mlを正確に加えて振り混ぜる。 氷冷した後、遠心分離し、上澄液を試料比色液とする。	【第二次反応】 0.1Mトリス塩酸緩衝液0.2mlに合成基質溶液0.1mlを加えて混和した後、30°水浴中で保溫する。この液に第I反応停止液0.1mlを添加し、20分間反応させた後、クエン酸溶液(1→100)0.8mlを加えて第II反応を停止する。	【第二次反応】 この反応液を、水浴中で30°Cに保溫した緩衝液と合成基質溶液との混液に加えて、20分間反応させた後、反応を停止させて遠心分離を行い、その上澄液の吸光度を測定して試料吸光度(At)を求める。	【第二次反応】 生成したカリクレインを
【第二次反応後の操作】 別に試料溶液の代わりに水を用いて、試料溶液と同様に操作して、対照比色液とする。得られた試料比色液及び対照比色液につき、水を対照として波長405nmにおける吸光度を測定するとき試料比色液と対照比色液の吸光度差は、p=二トロアニリン標準溶液の405nmにおける吸光度よりも大きい。	【第二次反応後の操作】 この液を遠心分離(2200×g、15分間)した後、その上澄を吸光度測定法により波長405nmにおける吸光度(At)を測定する。なお試料ブランク(Atb)として試料溶液のかわりに0.25M塩化ナトリウム溶液を、カオリン懸濁液のかわりに0.05Mトリス塩酸緩衝液を用いて同様に操作する。 また標準溶液のカリジノゲナーゼ活性の測定は第II反応において第I反応停止液のかわりに標準溶液を添加し同様に操作し吸光度(As)を測定する。なお標準ブランク(Asb)として標準溶液のかわりに0.05Mトリス塩酸緩衝液を用いて同様に操作する。 このとき(At-Atb)は(As-Asb)より小さい。	【第二次反応後の操作】 一方、試料溶液の代わりに塩化ナトリウム溶液、カオリン懸濁液の代わりに緩衝液を用いて、前記の場合と同様に操作して、吸光度を測定して試料ブランク吸光度(Atb)を求める。 別に、カリジノゲナーゼ(別名、カリクレイン)標準品に緩衝液を加えて溶かし標準溶液とする。この標準溶液を、水浴中で30°Cに保溫した緩衝液と合成基質溶液との混液に加えて、以下前記の第2次反応と同様に操作して、吸光度を測定して標準吸光度(As)を求める。 一方、標準溶液の代わりに緩衝液を用いて、標準溶液の場合と同様に操作して、吸光度を測定して標準ブランク吸光度(Asb)を求める。 前記各々の吸光度につき、試料吸光度(At)から試料ブランク吸光度(Atb)を引いた値と、標準吸光度(As)から標準ブランク吸光度(Asb)を引いた値とを比較し、前者の値が後者の値より小さいときは、本品は規格に適合とする。	【第二次反応後の操作】 合成基質を用いて定量する前記被検物質のカリクレイン產生阻害能測定法。

別表6

A 文献(乙26号証)と被告物質特許の差異について

- ・黄色の枠は両者の物性等が異なる箇所
- ・〔 〕は記載箇所

差異点		A 文献の抽出物 II	被告物質特許の生理活性物質
研究テーマ等		胃酸分泌抑制物質	鎮痛・鎮静・抗アレルギー物質
物理化学的性質	被告物質特許の特許請求の範囲における①～⑧項		
	① 性状	記載なし	かつ色無定形の吸湿性粉末
	② 溶解性	記載なし	水、メタノール、エタノールに可溶
	③ 紫外部吸収 (UVmax)	記載なし	255～275nm
	④ ニンヒドリン反応 … 差異なし	陽性 [1252 頁下から 3 行]	陽性
	⑤ リンの呈色反応	陰性 (Dittmer 反応、Fiske-Subbarow 反応) [1253 頁 1 行]	陽性 (モリブデンブルー反応)
	⑥ ペントースの呈色反応	陰性 (オルシノール反応) [1253 頁 1 行]	陽性 (オルシノール反応)
	⑦ 硝酸銀試薬による沈澱化	記載なし	沈澱を生じる
	⑧ 蛋白検出反応	記載なし	陰性
製造方法	抽出溶媒の種類	2%フェノール [1248 頁最下行]	フェノール加グリセリン水 [公報 3 頁左欄 3 行]
	抽出溶媒の量	10 倍量 [1248 頁最下行]	1～5 倍量 [公報 3 頁左欄 2～3 行]
	抽出溶媒での放置時間	2 日間放置 [1248 頁最下行]	放置処理なし
	収量	組織 1kg より 4g [1248 頁最下行～1249 頁 3 行の記載から算出]	組織 1kg より 1.5～2g [実施例 1]
薬理作用	鎮痛作用	記載なし	作用あり [請求項 2]
	鎮静作用	記載なし	作用あり [請求項 3]
	胃酸分泌抑制作用	あり [1250 頁 1 行]	記載なし
	心臓機能に対する促進作用	あり [1250 頁 2～3 行]	記載なし
	炎症 抑制作用	あり [1250 頁 4～6 行]	記載なし
	作用 多核白血球遊走に対する抑制作用	あり [1250 頁 5～6 行]	記載なし
	SART ストレラットの血漿コレコステロンレベルの低下作用	あり [1250 頁 6～8 行]	記載なし
	抗 ア レ ル ギ ー 作 用	モモットの摘出腸管のヒスタミン、アセチルコリン、セトニン及びブラジキニンによる収縮反応に対する抑制作用	抗アレルギー作用あり [請求項 4]
	牛血清 α -グロブリン感作腸管の in vitro におけるアフィニーショックに対する抑制作用	なし [1250 頁 9～13 行]	抗アレルギー作用あり [請求項 4]

別表7

被告物質特許の発明物質と B 論文 (乙 33)・特公昭 25-4206 (乙 34) の
物理化学的性質に関する差異について

・黄色の枠は両者の物性等の記載が異なる箇所

・〔 〕は記載箇所

差異点	B 論文及び特公昭 25-4206 記載の物質	被告物質特許の 発明物質
被告物質特許の特許請求の範囲における①～⑧項		
① 性状	白色無定形の粉末 [乙 33、和訳 2 頁目上段] 白色粉末 [乙 34、2 頁右上]	かつ色無定形の吸湿性粉末
② 溶解性	アルコール、アセトン、エーテルに溶けないが水に可溶 [乙 33、和訳 2 頁目上段] アルコール、アセトン、エーテルに不溶であるが水に可溶 [乙 34、2 頁右上 1]	水、メタノール、エタノールに可溶
③ 紫外部吸収 (UVmax)	記載なし	255～275nm
④ ニンヒドリン反応	陰性 [乙 33、和訳 2 頁目 4 行目]	陽性
⑤ リンの呈色反応	記載なし	陽性 (モリブデンブルー反応)
⑥ ペントース (五炭糖) の呈色反応	陽性(モーリッシュ反応) [乙 33、和訳 2 頁目 5 行目] 陽性(モーリッシュ反応) [乙 34、2 頁右上 5]	陽性 (オルシノール反応)
⑦ 硝酸銀試薬による沈澱化(塩素イオンの存在確認)	記載なし	沈澱を生じる
⑧ 蛋白検出反応	陰性 [乙 33、和訳 2 頁目 4 行目] 陰性 [乙 34、2 頁右上 6]	陰性
上記以外の物理化学的性質		
耐熱性	熱に安定 [乙 33、和訳 2 頁目 5 行目] 耐熱性 [乙 34、2 頁右上 2]	記載なし
透析性	透析されない [乙 33、和訳 2 頁目 2～3 行目] 非透析性 [乙 34、2 頁右上 2]	記載なし (SART 鎮痛活性は透析によって消失する実験報告書提出 ⇒ 透析性)
吸着性	カオリン粉末、活性炭に吸着される [乙 33、和訳 2 頁目 3 行目] 活性炭素、カオリン等に吸着する [乙 34、2 頁右上 3]	記載なし
安定性	希塩酸 (0.5%) を加え 2 乃至 3 時間煮沸させることで分解する [乙 33、和訳 2 頁目 5～6 行目] 0.5% 希塩酸には冷時安定であるが煮沸すると分解する [乙 34、2 頁右上 4]	記載なし

被告物質特許の明細書における記載	被告物質特許明細書の実施例1の記載(3頁左欄)	A 文献における記載 (乙26、1248~1249頁)	B 論文における記載 (乙33、和訳2~4頁)	特公昭 25-4206 の特許請求の範囲の記載 (乙34、2頁右欄)	特公昭 25-4206 の特許請求の範囲における記載 (乙34、1頁右欄)
(a) 無菌的に採取した発痘組織を摩碎し、その後5倍量のフェノール加グリセリン水を加え乳状とした後、ろ過によって赤かつ色の液体を得る。	健康な成熱家児の皮膚にワクシンニアウイルスを接種し、発痘した皮膚を無菌的に剥出する。これら動物の接種部位の腫脹、発赤および浮腫は、ほぼこの時期に最大となる。このように処理された痘丸および皮膚組織はよく摩碎されて細碎し、抽出材料とした。	牛痘を接種して6~7日後に、牛または兎の痘丸または皮膚を無菌的に剥出する。これら動物の接種部位の腫脹、発赤および浮腫は、ほぼこの時期に最大となる。このように処理された痘丸および皮膚組織はよく摩碎されて細碎し、抽出材料とした。	牛痘を接種して6~7日後に、牛または兎の痘丸または皮膚を無菌的に剥出する。これら動物の接種部位の腫脹、発赤および浮腫は、ほぼこの時期に最大となる。このように処理された痘丸および皮膚組織はよく摩碎されて細碎し、抽出材料とした。	本文に詳記するように生活痘苗または皮膚に牛痘苗を接種し、4週間に至り腫脹、発赤、浮腫等の症状が強度で死滅せしめたる痘苗及び浮腫の為加熱滅菌せしる剥出痘苗接種組織並に臍器を磨潰して生理的食塩水を加えて乳剤とす。	本文に詳記するように生活痘苗または皮膚に牛痘苗を接種し、4週間に至り腫脹、発赤、浮腫等の症状が強度で死滅せしめたる痘苗及び浮腫の為加熱滅菌せしる剥出痘苗接種組織並に臍器を磨潰して生理的食塩水を加えて乳剤とす。
(b) 前記液体を等電点付近のpHに調整して加熱し、除蛋白した後サイツロ板を用いてろ過する。	得たろ液を塩酸でpH4.8~5.5とし、流通蒸気で100℃に加熱し、ろ過する。ろ液はさらにサイツロ板を用いてろ過した。	抽出液をpH5.0およびpH9.2にてそれぞれ沸騰させ	このようにして得られた通過液の上層を次に加熱処理し(100℃、1時間加熱)、熱凝固性の蛋白質を除去する。次いで、酸凝固性蛋白質を除去する(通過液のpHが5になるまで塩酸を添加)。	第1工程 牛痘または皮膚に牛痘苗を接種し、4週間に至り腫脅、発赤、浮腫等の症状が強度で死滅せしめたる痘苗及び浮腫の為加熱滅菌せしる剥出痘苗接種組織並に臍器を磨潰して生理的食塩水を加えて乳剤とす。	家畜の痘丸又は皮膚に牛痘苗を接種し、4週間に至り腫脅、発赤、浮腫等の症状が強度で死滅せしめたる痘苗及び浮腫の為加熱滅菌せしる剥出痘苗接種組織並に臍器を磨潰して生理的食塩水を加えて乳剤とす。
(c) 前記ろ液を弱アルカリ性として煮沸した後ろ過しして煮沸した後にろ過する。	水酸化ナトリウムでpH9.2とし、さらに100℃で加熱した後、ろ過する。	pH4.5において活性炭吸着を行ない、	次いでその通過液に精製カオリン粉末(全量の1~2%)および酢酸緩衝液(全量の10%、pH4.5~4.7)を加え、容器を5時間搅拌し静置する。カオリン粉末は通過液中の有効成分を吸着し、容器の底に沈殿する。	第2工程 前記の乳剤を5~10℃にて凍結させる。	前記の乳剤を5~10℃にて凍結させる。
(d) 前記吸着剤に水または有機溶媒(水、メタノール、エタノール、イソプロパノールなど又はこれらの混合溶媒)を加えて溶出し、	この活性炭に水を加え、水酸化ナトリウムでpH9.4~10とし、3~5時間搅拌した後ろ過する。	pH9.6にて活性炭より抽出される分画を	活性炭から沈殿物を分離し、その沈殿物にアンモニア溶液(24~26規定、沈殿物の2~5倍量)を滴下し、容器を5時間搅拌する。この搅拌した溶液を通過し、	第4工程 前記の上澄液にカオリン粉末1~2%及ぶ4.5~4.7の緩衝液を10%加えて振盪し放置するとカオリンは上澄液に含有するビルス及痘苗の有効成分を共に吸着し行せしめ	前記の上澄液にカオリン粉末1~2%及ぶ4.5~4.7の緩衝液を10%加えて振盪し放置するとカオリンは上澄液に含有するビルス及痘苗の有効成分を共に吸着し行せしめ
	ろ液を塩酸でpH7.0~7.2とし、	この活性炭に水を加え、水酸化ナトリウムでpH7.4~7.8とする。	その吸着物より微アルカリ水にて抽出濾過後水を加えて原量の2~5倍液とする。	第5工程 前記の液を濾過して	前記の液を濾過して

60~80℃に加温して更に濾過する工程の結合 を特徴とする全神経鎮静剤の製造法。	第6工程 前記の液を 60℃~80℃に 1 日 1 回 3 日間 加温すると蛋白質が沈殿するからこれを除き	【付記より】 この第6工程中 60℃~80℃に加温する工程を第3工程の次に行ひて生活痘苗を死滅痘苗と成し有効成分を抽出せしむることが出来る。防腐の為加熱滅菌せる漏出痘苗接種組織並に臓器は破壊し生理的食塩水を 5 倍量加えて以下の工程は第4工程と同様に処理し本剤を得る。		
(なし)	(なし)	この滤液中の残存蛋白質は以下の 2通りの方 法で除去される。	1. 滤液を真空中、室温で濃縮する。この濃縮液にクロロホルム(濃縮液の 1/4 量)を加え、15~30 分攪拌する。それにより水不溶性のクロロホルム-蛋白質ゲル(?)が形成される。このゲルを遠心操作により分離する。クロロホルム-蛋白質ゲルが形成されなくなるまでこのクロロホルム処理を繰り返す。 2. 滤液を、珪藻ナトリウムおよび硫酸マグネシウムで処理したアスペストと混合する。このようにアスペストを硫酸マグネシウムの 10% 水溶液に浸漬する。このように処理したアスペストを蒸留水中でよく洗い、乾燥させる。	アスペスト処理は次のように行う。 アスペスト (3kg) を細かく碎き、珪藻ナトリウムの 2% 水溶液に浸漬する。これを濾過し、アスペストを硫酸マグネシウムの 10% 水溶液に浸漬する。このように処理したアスペストを蒸留水中でよく洗い、乾燥させる。 次に、前記 1 および 2 の方法で得られた滤液を再び真空中、室温で濃縮する。その後、滤液を再び真空中、室温で濃縮する。その後、滤液を再び真空中、室温で濃縮する。このようにアセトンやアルコールのような水可溶性溶媒と混合する。そうすると有効成分は沈殿し容器の底に沈む。
(なし)	(なし)	溶出液を減圧下に蒸発乾固する。発痘皮膚は凍結乾燥することによってかつ色の目的物質を得る。	減圧濃縮し、抽出物 II 200 mg 1kg からの收量は 1.5~2g であつた。	低温真空乾燥すると有効成分が得られる。

別表9

告知・流布行為の分類

主張	甲号証	時期	被告の主張	裁判所の認定	主張	甲号証	時期	被告の主張	裁判所の認定
1-1	甲1	H4.7.9	—	2B	1-57	甲47	H10.9頃	1A	1A
1-2	甲2	H4.8.21	—	2B	1-58	甲47	H10.9頃	1A	1A
1-3	甲3	H4.9	—	2B	1-59	甲47	H10.4頃	1A	1A
1-4	甲4	H5.12	—	2B	1-60	甲48	H9.11頃	1A	1A
1-5	甲5	H6.1	—	2B	1-61	甲48	H9.11頃	1A	1A
1-6	甲6	H6.2	—	2B	1-62	甲48	H9.11頃	1A	1A
1-7	甲7	H6.4	—	2B	1-63	甲48	H9.11頃	1A	1A
1-8	甲8	H9.12	—	1A	1-64	甲48	H9.11頃	1A	1A
1-9	甲9	H10.12	—	1A	1-65	甲48	H9.11頃	1A	1A
1-10	甲10	H10.2.20	—	1A	1-66	甲48	H9.11頃	1A	1A
1-11	甲11	H5.9.10頃	1A	1A	1-67	甲48	H9.11頃	1A	1A
1-12	甲12の1	H6.1.19頃	1B	2B	1-68	甲48	H9.11頃	1A	1A
1-13	甲13	H6.1.21	1A	1A	1-69	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-14	甲14	H6.1.27頃	1A	1A	1-70	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-15	甲15	H6.2.3	1B	1B	1-71	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-16	甲16	H6.2.7頃	1A	1A	1-72	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-17	甲17	H6.2.14頃	1B	2B	1-73	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-18	甲18	H6.2.28頃	1B	2B	1-74	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-19	甲19	H6.2.28～3.4頃	1A	1A	1-75	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-20	甲20(113)	H6.3.9	1B	2B	1-76	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-21	甲21	H6.3.22	1A	1A	1-77	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-22	甲22(114)	H6.4.28頃	1B	1B	1-78	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-23	甲23	H6.5.27	1A	1A	1-79	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-24	甲24	H6.6.30か7.1	1B	1B	1-80	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-25	甲25	無関係			1-81	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-26	甲26	H6.9.26頃	2A	2A	1-82	甲49	H9.11頃	1A	1A
1-27	甲27	H6.9.30頃	2A	2A	1-83	甲50	H10.10頃	1A	1A
1-28	甲28	H6.11.10頃	2A	2A	1-84	甲50	H10.10頃	1A	1A
1-29	甲29	H6.12.20頃	2A	2A	1-85	甲50	H10.10頃	1A	1A
1-30	甲30	H7.2.21頃	2A	2A	1-86	甲50	H9.11～H10.10頃	1A	1A
1-31	甲30	H7.2.21頃	2A	2A	1-87	甲50	H10.10頃	1A	1A
1-32	甲31	H7.3.10	2A	2A	1-88	甲51	H10.8頃	1A	1A
1-33	甲32	H7.9.11	2A	2A	1-89	甲52	H10.9～10	1A	1A
1-34	甲33	H9.10.21	1A	1A	1-90	甲53	H11.1.13頃	1A	1A
1-35	甲34	H9.11.26頃	1A	1A	1-91	甲54	H11.6.2	1A	1A
1-36	甲35	H9.12.8	1A	1A	1-92	甲56	H6.1.19頃	1B	1B
1-37	甲36	H9.12.8	1A	1A	1-93	甲65	H6.2.18	1A	1A
1-38	甲37	H9.12.8～9頃	1A	1A	1-94	甲75	H6.3.11頃	1A	1A
1-39	甲37	H9.12.8頃	1A	1A	1-95	甲78	H6.3.14か15	1A	1A
1-40	甲38	H9.12.11頃	1A	1A	1-96	甲83	H6.4.15頃	1B	2B
1-41	甲39	H9.12.18頃	1A	1A	1-97	甲86	H6.5.25	1A	1A
1-42	甲40	H9.12.16～17頃	1A	1A	1-98	甲93	H7.2.7	2A	2A
1-43	甲41	H10.1頃	1A	1A	1-99	甲95の2	H6.2頃	1A	1A
1-44	甲41	H10.1頃	1A	1A	1-100	甲95の3	H6.3頃	1A	1A
1-45	甲41	H10.1頃	1A	1A	1-101	甲101	H6.3.17	—	1A
1-46	甲42	H10.1.26	1A	1A	1-102	甲102	H6.5.25	—	1A
1-47	甲42	H10.1.27頃	1A	1A	1-103	甲103	H6.5.25	—	1A
1-48	甲43	H10.2.4頃	1A	1A	1-104	甲104	H6.6.21	—	1A
1-49	甲44	H10.3.4	1A	1A	1-105	甲105	H6.12.27	—	1A
1-50	甲45	H10.10.22頃	1A	1A	1-106	甲106	H9.11.21	—	1A
1-51	甲46	H10.10.21	1A	1A	1-107	甲107	H9.11.21	—	1A
1-52	甲46	H10.10.21頃	1A	1A	1-108	甲108	H9.11.21	—	1A
1-53	甲46	H10.10.21頃	1A	1A	1-109	甲109	H6.7.19	—	2B
1-54	甲46	H10.10.21頃	1A	1A	1-110	甲110	H6.7.21	—	2B
1-55	甲46	H10.10.21頃	1A	1A	1-111	甲111	H6.5.29	—	2B
1-56	甲46	H10.10.21頃	1A	1A	1-112	甲112	H11.3.31	—	2B

凡例 1A : 原告らの主張自体も被告方法特許のみに関連すると認められるもの
 1B : 被告方法特許のみに関連すると認められるもの
 2A : 当事者双方の主張が被告方法特許及び被告物質特許の双方に関連すると認められるもの
 2B : 被告方法特許及び被告物質特許の双方に関連すると認められるもの